

件名	東京外環自動車道 川口地区耐震補強工事
----	---------------------

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質 問 事 項	回答（発注者使用欄）
1	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※5-1. 技術提案の評価項目に関する部分を除く	4-1 競争参加資格(5) 同種工事 a) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工（鋼製橋脚を除く）の耐震補強工事 ②道路橋における下部工（鋼製橋脚を除く）の新設工事	同種工事 a) ①・②の実績要件として下記実績が認められるものか、ご教示ください。 1. コンクリート柱に鋼製柱を繋ぎ合わせた鋼・コンクリート複合橋脚において、コンクリート柱と鋼製柱の接合部にコンクリートを打設し、部材同士を一体化させた工事 2. コンクリート橋脚又は橋台に炭素繊維シートによる補強を行い、耐久性および強度を向上させた下部工の耐震補強工事 3. 既設のT型RC橋脚の梁部を拡幅するため、新設の鋼製梁を梁の両端に被せてRC橋脚の梁とコンクリートで合成し、ケーブルで緊張して一体化させた工事 4. 既設橋台のバラベット部にコンクリートを増し打ちし、橋台の構造を再構築した工事	質問内の2. については同種工事a)の①に該当します。 質問内の1. 3. 4. については耐震補強が目的であれば同種工事a)の①に該当し、同種工事a)の②は新設の下部工工事であれば該当します。 ただし、同種工事a)の①を同種工事とする場合は、耐震補強が目的であることが確認できる証明資料を、同種工事a)の②を同種工事とする場合は、新設の下部工工事であることが確認できる証明資料を提出してください。
2	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※5-1. 技術提案の評価項目に関する部分を除く	9-8. 工事の契約後に求める契約履行要件 同種工事 a) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工（鋼製橋脚を除く）の耐震補強工事 ②道路橋における下部工（鋼製橋脚を除く）の新設工事	別表3に記載されている 同種工事 a) ①・②の実績要件として下記実績が認められるものか、ご教示ください。 1. コンクリート柱に鋼製柱を繋ぎ合わせた鋼・コンクリート複合橋脚において、コンクリート柱と鋼製柱の接合部にコンクリートを打設し、部材同士を一体化させた工事 2. コンクリート橋脚又は橋台に炭素繊維シートによる補強を行い、耐久性および強度を向上させた下部工の耐震補強工事 3. 既設の T型RC橋脚の梁部を拡幅するため、新設の鋼製梁を梁の両端に被せてRC橋脚の梁とコンクリートで合成し、ケーブルで緊張して一体化させた工事 4. 既設橋台のバラベット部にコンクリートを増し打ちし、橋台の構造を再構築した工事	番号No.1と同じです。
3	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※5-1. 技術提案の評価項目に関する部分を除く	4-1. (5) 競争参加資格	「同種工事c) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事」とあります。高速自動車国道も含まれる認識でよろしいでしょうか。	その通りお考え下さい。
4	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※5-1. 技術提案の評価項目に関する部分を除く	9-8. (1) 工事の契約後に求める契約履行要件 2) 対象となる施工経験	「現場代理人、主任技術者又は監理技術者のうち、いずれかの者が、同種工事a)及びb)の施工経験を有すること。ただし、同一の工事、同一の技術者で有する必要はない。」とあります。特定IV（甲）の場合、a)の実績のみ有する1名、b)の実績のみ有する1名を、構成員の1者から2人配置することでも良いという認識でよろしいでしょうか。	入札公告（説明書） 別表3の備考にも記載のとおり、「構成員毎に技術者を配置すること。構成員①②（③）のうちいずれかの技術者が同種工事a)かつb)を有すれば良い。同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。」としております。 ご提示のとおり、構成員の1者からa)の実績のみ有する1名、b)の実績のみ有する1名の合計2名配置することは可能です。
5	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※5-1. 技術提案の評価項目に関する部分を除く	9-8. (1) 工事の契約後に求める契約履行要件 2) 対象となる施工経験	本体工事契約が複数になる場合、配置予定技術者の契約履行要件は、いずれかの工事契約において満たせばよろしいでしょうか。また、各工事で配置予定技術者の契約履行要件が必要な場合、各分割発注工事において、共通仕様書1ー7ー3「現場代理人等の配置」（4）に規定する特例監理技術者の制度の適用により、技術者の兼務は可能でしょうか。	「基本条件書 添付資料」の参考工程表に示す複数の工事契約についてのご質問であれば、同一の者が要件を満たせば結構です。

件名	東京外環自動車道 川口地区耐震補強工事				
----	---------------------	--	--	--	--

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質 問 事 項	回答（発注者使用欄）
6	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	施工条件、施工方法	高速道路のランプ通行止めに際し、①2つ以上のエリアの同時通行止めの禁止、②3か月以上の期間を空けること、③一般道の通行止めの同時実施の禁止の3つの条件が示されています。高速道路本線の車線規制には、上記のような制約条件は無いものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
7	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	施工条件、施工方法	一般道と高速道路ランプの通行止めについて、同時期の実施が禁止されています。高速道路本線の車線規制については、一般道・高速道路ランプの通行止めと同時期に実施しても問題無いものと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
8	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	施工条件、施工方法	高速道路ランプの「連続通行止め」は、予備日も含めた連続通行止め期間を設けて実施できるものと考えてよろしいでしょうか。	予備日も含めた期間とお考え下さい。 また、期間については貴社の施工計画で交通影響を最小限となる施工方法により、期間をお考え下さい。
9	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	施工条件、施工方法	一般道の通行止めと高速道路のランプ通行止めは、同時期に実施しないとの条件が示されています。同時期とは、同日（同時刻）のことであり、一般道の通行止めの翌日に高速道路のランプ通行止めは問題無いものと考えてよろしいでしょうか。	通行止めによる代替路が確保できる施工計画であり、その他基本条件書の条件を満たすのであれば、一般道の通行止め翌日に高速道路のランプ通行止めは実施可能です。
10	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	高速道路等の交通規制可能時間帯	東京外環自動車道（本線）及び東北自動車道（本線）において、昼間に1車線規制可能な条件となっていますが、2車線区間においても、1車線規制が可能と考えてよろしいでしょうか。	正しくは、東京外環自動車道（本線）及び東北自動車道（本線）の昼間の車線規制は不可です。 令和8年8月7日付の訂正公告をご確認ください。
11	質問書B(技術提案書等に関する質問)	入札公告（説明書）5-1. 技術提案の評価項目	5－1 技術提案の評価項目	技術提案「設計業務の実施方法及び実施体制に関する提案」における設計業務とは、実施設計 特記仕様書（案）「1－2－4 主な履行内容」に示されるすべての項目という理解でよろしいでしょうか。	実施設計に関わる全ての項目を対象とお考え下さい。
12	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	1－2－4 主な履行内容	RC橋脚に関する構造物設計は履行範囲外となっています。詳細設計の照査を行った結果、RC構造物の修正が必要となった場合は、実施設計 特記仕様書（案）「1－1 5 三者協議会について」に基づき三者協議会を開催し、対応を決定するという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
13	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	1－2－4 主な履行内容	車載レーザー測量の数量は11.44kmとあります。国道298本線の上下線（3.12km×2回）と、川口JCTランプ橋総延長5.12kmの合計となります。その他の国道298号ランプ、副道、国道122号本線、ランプは車載レーザー測量の履行範囲外という理解でよろしいでしょうか。	車載レーザー測量の数量は、国道298号本線の上下線6.24km（3.12km×2）、川口JCTランプ橋総延長5.2kmの合計11.44kmとなります。 なお、その他の路線の車載レーザー測量は監督員が必要と認めた場合は、別途協議となります。
14	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	1－4 資料の貸与	契約締結後に貸与いただける資料のうち、鋼製橋脚に関する基本設計報告書には、対象橋脚全基の図面・数量が含まれると考えて宜しいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
15	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	2－7－2 詳細設計	鋼製橋脚耐震補強設計は基本設計完了後の詳細設計と示されており、動的解析の実施について記載がありません。動的解析が必要となった場合は、別途協議により実施を決定するという理解でよろしいでしょうか。	詳細設計の結果、動的解析を監督員が必要と認めた場合は、別途協議となります。

件名	東京外環自動車道 川口地区耐震補強工事				
----	---------------------	--	--	--	--

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質問事項	回答（発注者使用欄）
16	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	2-7-2 詳細設計 (1) 橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚	橋脚耐震補強設計（鋼製橋脚）は、「既設橋の耐震性能2」を満足する耐震補強設計が対象と記載されています。鋼製橋脚の隅角部の疲労に対する補強は、基本条件書（全体・設計条件・設計対象）に記載のある「・その他、本工事に付随して実施することが望ましいと考えられる設計」に該当し、実施の可否を発注者と協議する事項という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
17	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	3-2 設計図書の変更及び追加について	「施工計画に基づく橋脚補強設計等の変更及び追加」は、提案に基づきRC橋脚の耐震補強工法が変更となる場合、受注者が行う修正設計もこれに該当するという理解でよろしいでしょうか。	監督員が必要と認めた場合は、別途協議となります。
18	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	全体・設計条件・既設構造物補修	塩分含有量試験のための試料採取について、本体工事に先立ち、先行工事（調査工・橋梁補修工）として実施するとの理解でよろしいでしょうか。	貴社の施工計画に基づき、お考え下さい。
19	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	全体・設計条件・既設構造物補修	対象RC橋脚の塩分含有量試験のための試料採取は、既設の排水装置等が設置された状態の気中部躯体を対象に行うという理解でよろしいでしょうか。土中部躯体の試料採取の有無についてもご教示ください。	試料採取時における既設排水装置等の撤去については、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。 また、土中部躯体の試料採取はありません。
20	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	全体・施工条件・施工方法	「工事ヤードへの資機材および機械の搬入搬出は、車線規制を実施したうえで行うこと。（交通規制を伴わない駐停車による搬入搬出は認めない）」ですが、工事ヤードにストックされている資機材および機械を使用して工事（作業）を行う場合、一般道の歩行が許された経路を通過して工事ヤードに工事関係者が立ち入ることは含まれないという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
21	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	全体・施工条件・施工方法	『国道298号本線および国道298号ランプの車線シフトに用いる仮設防護柵はB種相当以上とすること。』について、仮設防護柵（B種相当以上）は、シフト区間の全線にわたり設置することが必須でしょうか。もしくは、耐震補強に伴い縁石を撤去する橋脚付近や、工事ヤードとする中央分離帯部等、作業に伴い防護が必要な箇所に限定してB種相当以上を設置し、その他の区間は現況の縁石による分離とすることも可能でしょうか。	車線シフト区間全線に仮設防護柵（B種相当以上）を設置するとお考え下さい。
22	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	全体・施工条件・施工方法	『国道298号副道の通行止を実施する場合は、代替路を検討すること、また、通行止め期間中も緊急車両の動線を確認した計画とすること』とあります。緊急車両の動線には、通行止め期間中に設定した代替路も含まれますか。もしくは、通行止めを実施している範囲（路線）の中に対し、緊急車両が通行できるような動線を確保するとの解釈でしょうか。	通行止めを実施している範囲（路線）に対し、緊急車両が通行できるような動線を確保してください。
23	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	全体・施工条件・施工方法	「施工に際して既設道路施設物等の撤去・移設が必要な場合は、代替施設および復旧を検討すること」とありますが、排水管の復旧は新設部材の取付、それ以外の復旧は撤去した部材の再設置という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
24	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	全体・その他	技術提案の内容が、関係機関（警察、道路管理者、ヤード管理者等）との協議事項に該当し、契約後の協議により提案の履行が不可となった場合はどのような対応となりますでしょうか。	入札公告（説明書）9-10. 技術提案内容の変更に関する事項に記載のとおり、協議・交渉の過程で受注者の責めによらず技術提案が認められなかった場合、履行義務は消滅します。

質問書様式

別紙

件名	東京外環自動車道 川口地区耐震補強工事				
----	---------------------	--	--	--	--

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質 問 事 項	回答（発注者使用欄）
25	質問書B(技術提案書等に関する質問)	参考見積書	様式7-2 参考見積書(設計)	docx形式での提出指定ですが、計算式を組む観点からExcel形式での提出も可能としていただけないでしょうか？ 不可の場合、Excel等で作成した表をWordに画像貼り付けて提出することでも問題ないでしょうか？	様式の体裁を大きく変更しない場合に限り、Excel形式での提出も可能とします。
26	質問書B(技術提案書等に関する質問)	特記仕様書(案)	2-7-2 詳細設計	「橋脚耐震補強設計 鋼製橋脚」は基本設計完了後の詳細設計と示されています。ここでは、動的解析の実施について記載がありませんが、補強後の鋼製橋脚の断面の照査について、動的解析を実施し断面力などを再算出する必要はないでしょうか？	詳細設計の結果、動的解析を監督員が必要と認めた場合は、別途協議となります。
27	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	01_基本条件書 P3/P5 小項目「施工方法」	「施工に際して既設道路施設物等の撤去・移設が必要な場合は、代替施設および復旧を検討すること。」と記載がありますが、排水管については撤去した部材の復旧ではなく、撤去した部材を廃棄して新設部材を取り付けると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
28	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	01_基本条件書 P3/P5 小項目「施工方法」	「施工に際して既設道路施設物等の撤去・移設が必要な場合は、代替施設および復旧を検討すること。」と記載がありますが、排水管以外については撤去した部材を保管後に再設置すると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりとお考え下さい。
29	質問書B(技術提案書等に関する質問)	基本条件書	02_基本条件書 添付資料 68P～70P 別紙-7 参考撤去数量	参考撤去数量のコンクリートシール復旧工において、記載の単位は「m3」となっておりますが、土木工事共通仕様書18-10-3 数量の検測 によると、「コンクリートシール工の数量の検測は、設計数量（m2）で行うものとする」と記載がございます。 単位は「m3」と「m2」のどちらが正でしょうか。	コンクリートシール復旧工の単位は「m3」です。
30	質問書B(技術提案書等に関する質問)	参考見積書	様式7-1 参考見積書（工事）	参考見積を算定するにあたり、夜間でのコンクリート供給について当該地区の生コン組合を調査した結果、夜間での材料供給に対応していないことが分かりました。コンクリートの費用計上について考え方は以下のいずれかでしょうか。 ①当該地区の昼間ベースでの費用を計上する。 ②工事専用のバッチャープラントを利用する場合、市場単価に準じた生コン費用のみを計上する。 ③その他、具体的な対応がございましたらご教示願います。	貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上して下さい。
31	質問書B(技術提案書等に関する質問)	参考見積書	様式7-1 参考見積書（工事）	基本条件書/全体/施工条件/使用できる工事ヤードにおいて「川口JCT西部のループ内の敷地約2,000m2を工事期間中無償で貸与する」とありますが、当該箇所は樹木等が密集しており工事ヤードとして使用するにはヤード整備が必要です。ヤード状況の詳細が不明であることから、ヤード整備に必要な費用は計上しないものと考えてよろしいですか。	貴社の施工計画に基づき、必要な費用を計上して下さい。